

2023年6月1日

株式会社 TWOSTONE&Sons
代表取締役 CEO 河端 保志

株式会社 Branding Engineer
代表取締役 CEO 河端 保志

吸収分割に係る事後備置書類

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

(承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 201 条に基づく書面)

株式会社 TWOSTONE&Sons（以下「吸収分割会社」といいます。なお、2023年6月1日付の商号変更前の商号は株式会社 Branding Engineer となります。）と株式会社 Branding Engineer（以下「吸収分割承継会社」といいます。なお、2023年6月1日付の商号変更前の商号は株式会社ブランディングエンジニアとなります。）は、2022年10月28日付の吸収分割契約書に基づき、2023年6月1日を効力発生日とする吸収分割会社のエンジニアプラットフォームサービス事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 201 条各号に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2023年6月1日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、会社法第 785 条第 4 項に基づき、2023年4月28日に株主に対して電子公告を行いました。同条第 1 項による株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

吸収分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社に承継した債務について重疊的債務引受をしていることから、会社法第 789 条の規定による債権者異議申述は本吸収分割に適用がありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条の規程に基づく請求権を行使した株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、2023 年 4 月 14 日付官報により、本吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行い、また個別の債権者に対する催告をしましたが、異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割会社から吸収分割会社が営むエンジニアプラットフォームサービス事業に関して有する権利義務を承継しました。なお、本吸収分割に際して吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額 1,207 百万円（概算値）

承継負債額 707 百万円（概算値）

5. 本吸収分割に係る変更登記をした日

2023 年 6 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上